

厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る
工程管理支援等一式
調達仕様書

別紙 7

閲覧要領

平成 29 年 4 月

厚生労働省政策統括官付情報システム管理室

目 次

第1章 閲覧資料	2
第1節 閲覧対象となる資料の概要.....	2
第2節 閲覧方法.....	2
第3節 閲覧対象者.....	3
第4節 使用の制限.....	3
第5節 手続.....	3

第1章 閲覧資料

本調達に係る閲覧資料は以下のとおり。詳細については別途開示する閲覧資料一覧を参照すること。

なお、閲覧は、本調達への入札参加を前提として付録の「機密保持誓約書」を提出した者に限る。

第1節 閲覧対象となる資料の概要

1 成果物

現行厚生労働省ネットワークシステム等に関連する設計・開発工程及び運用・保守工程の成果物一式

2 省内規定等

次期省内 LAN システム等の更改に関連する厚生労働省内の文書

3 調査資料

次期省内 LAN システム等の更改に向けて実施された調査データ等

4 その他資料

次期省内 LAN システム等の更改に関連するその他の資料

第2節 閲覧方法

1 電子媒体貸出による閲覧

別途開示する閲覧資料一覧にて、「媒体貸出」と指定した資料については、電子媒体貸出による閲覧とする。

2 来省による閲覧

別途開示する閲覧資料一覧にて、「来省閲覧」と指定した資料については、来省による閲覧とする。

なお、閲覧を希望する者は、「第1章 第5節 4 閲覧期間」に定める期間に、当省と事前調整の上、「第1章 第5節 3 閲覧場所」に定める場所において閲覧すること（土日・祝祭日を除く午前10時00分から午後6時00分まで）。

1) 10:00～12:00

2) 13:30～15:30

3) 16:00～18:00

上記 1)～3)のいずれかの時間帯を希望すること。複数選択も可とする。

当省において準備した資料閲覧用パソコンに格納された資料一覧（電子ファイル）を閲覧する方法にて行う。資料閲覧用パソコンの台数に限りがあるため、閲覧人数は 1 社当たり、最大 3 名程度とする。

第 3 節 閲覧対象者

閲覧対象者は、「厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る工程管理支援等一式調達仕様書 第 8 章 入札参加資格に関する事項 第 1 節 入札参加要件 1 公的な資格や認証等の取得」に記載された条件をすべて満たす者（以下「閲覧対象法人等」という。）とする。なお、以下の 2 点については、証明できる書類の写しを閲覧時に提出すること。

- ① 品質管理体制について ISO9001:2008 若しくは ISO9001:2015、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 3 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。
- ② プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。

第 4 節 使用の制限

閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を本調達に関する見積額の算出及び提案書作成の検討以外に使用することは許可しない。また、閲覧期間中に、謄写等を行うことは許可しない。

第 5 節 手続

1 閲覧手続

- ① 閲覧を希望する開庁日の 2 開庁日前の午前 10 時までに、閲覧希望日時、閲覧対象法人等の名による付録の「機密保持誓約書」及び「資料を閲覧する者の名簿」の写しを「5 連絡先」の担当者宛に電子メールにて送付すること。
- ② 閲覧希望日時に、上記①の「機密保持誓約書」の原本及び「資料を閲覧する者の名簿」の原本、並びに「第 3 節 閲覧対象者」の①及び②が証明できる書類の写しを閲覧場所に持参し提出すること。
- ③ 閲覧資料一式（電子媒体）の受け取りの際及び来省閲覧の際に身分確認を行うため、社員証等、閲覧対象法人等の社員等であることが確認できるものを提示する

こと。

2 返却手続

本調達に関する見積額の算出及び提案書作成の検討終了後、直ちに、閲覧対象法人等の名による付録の「資料返却における誓約書」及び閲覧資料一式（電子媒体）を閲覧場所に持参し返却すること。

3 閲覧場所

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 21階
厚生労働省政策統括官付情報システム管理室

4 閲覧期間

平成29年5月2日（意見招請公示の2開庁日後）～平成29年5月18日（意見の提出期限）

5 連絡先

厚生労働省政策統括官付情報システム管理室 管理第1係
電話：03-5253-1111（内線7434）
メールアドレス：network-system@mhlw.go.jp

平成 年 月 日

厚生労働省情報システム管理官 殿

住 所

法人名

代表者名

印

機密保持誓約書

当社は、「厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る工程管理支援等一式」（以下、「本調達」という。）に関する見積額の算出及び提案書作成の検討のため、厚生労働省（以下、「貴省」という。）から貸出を許可される閲覧資料及び来省による閲覧を許可される閲覧資料について、以下に記す条項を遵守します。

なお、当社は「厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る工程管理支援等一式調達仕様書 別紙 7 閲覧要領」（以下、「閲覧要領」という。）の「第3節 閲覧対象者」に掲げる条件をすべて満たしていることを保証します。

（対象資料の理解）

第1条 当社は、本誓約書でいう「閲覧資料」とは、厚生労働省ネットワークシステム等に係る著作物を含むものと理解します。また、当該資料が変更される場合があることについて同意します。

（目的外使用の禁止）

第2条 当社は、閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を本調達に関する見積額の算出及び提案書作成の検討以外に使用しません。

（返却時期）

第3条 当社は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間のうち、本調達に関する見積額の算出及び提案書作成の検討終了後、閲覧資料を直ちに返却します。

（実施場所）

第4条 当社は、閲覧資料を、ISO/IEC 27001 認証（国際標準）又は JIS Q 27001（日

本工業標準)を取得している場所(以下「実施場所」という。)にて、本調達に関する見積額の算出及び提案書作成の検討に使用します。

(資料の閲覧等に係る遵守条件)

第5条 当社は、閲覧資料を実施場所から持ち出し(移送時を除く。)又は複製(本件閲覧資料の内容に係る記述又は画像としてこれを保持する行為並びにこれらに準ずる行為等を含む。)しません。

また、閲覧資料及び閲覧資料から知り得た情報を当社の従業員以外の第三者に開示、漏洩又は公開しません。

2 当社は、資料を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)を定め、「閲覧要領」付録の「資料を閲覧する者の名簿」により閲覧者の名簿を申告します。また、閲覧者に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者の本誓約書に定める条件違反について一切の責任を負います。

3 当社は、閲覧資料の過誤・不正確によって、当社又はこれに関して第三者に生じた損害を被ったときにも、貴省に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。

4 当社は、貴省への閲覧資料の返却に際し、確実にすべての情報を返却し、かつ、作成された二次的情報を確実に抹消し、複製を含め保持していない旨の誓約書を提出します。

5 当社は、移送責任者を決めたくて、責任者を含めた2名以上で施錠可能な移送用のカバン等を使用して閲覧資料を移送します。

(調査)

第6条 当社は、貴省により本誓約書の内容が遵守されていることを確認する必要があると認めるときは、貴省が当社に報告を求めること又は貴省担当者及び貴省の指定する者を当社の事業所等に派遣して調査することに同意します。

(権利付与)

第7条 当社は、閲覧資料が開示されたことによって、当社に何等新たな権利が付与されるものではないことについて了解します。

(損害賠償)

第8条 当社が貴省に損害を与えた場合は、当社は、貴省に対し一切の損害を賠償します。また、損害には、貴省が要する一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれることに同意します。

(管轄裁判所)

第9条 本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

(協議)

第10条 本誓約書に定めのない事項、その他本誓約書の条項に関して疑義が生じたときは、貴省と当社の協議により、円満に解決を図ります。

平成 年 月 日

厚生労働省情報システム管理官 殿

住 所

法人名

代表者名

⑩

資料返却における誓約書

当社は、「厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る工程管理支援等一式」に関する見積額の算出及び提案書作成の検討のため、厚生労働省から貸出を許可された資料について、「閲覧資料一覧」に記載されているすべての資料を返却し、かつ、二次的情報を抹消しており、複製を含め保持していないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

厚生労働省情報システム管理官 殿

住 所

法人名

代表者名

㊟

資料を閲覧する者の名簿

	部署名	役職	氏名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				